

香川県広域水道企業団職員安全衛生管理規程をここに公布する。

平成30年 3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第5号

香川県広域水道企業団職員安全衛生管理規程

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 安全衛生管理体制（第5条—第19条）

第3章 健康管理（第20条—第31条）

第4章 雑則（第32条—第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、職場における職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）職員 香川県広域水道企業団に勤務する職員（統轄安全衛生管理者が定める職員を除く。）をいう。
- （2）第1種出先機関 職員数が50人以上の出先機関をいう。
- （3）第2種出先機関 職員数が50人未満の出先機関をいう。
- （4）所属長 本部の課長並びに第1種出先機関及び第2種出先機関の長をいう。

（所属長の責務）

第3条 所属長は、所属の職員の安全の確保及び心身の健康の保持増進に努めるとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、常に自己の職場における安全の確保及び心身の健康の保持増進に努めるとともに、この規程に基づく措置に従わなければならない。

い。

第2章 安全衛生管理体制

(統轄安全衛生管理者)

第5条 職員の安全及び衛生に関する事項を統轄管理させるため統轄安全衛生管理者を置く。

- 2 統轄安全衛生管理者は、健康管理責任者、施設管理責任者、本部安全衛生管理者及び出先機関安全衛生管理者を指揮監督するとともに、職員の安全及び衛生に関する総合的かつ計画的な対策を推進しなければならない。
- 3 統轄安全衛生管理者は、事務局長の職にある者をもって充てる。

(健康管理責任者)

第6条 統轄安全衛生管理者の指揮監督の下に、第8条第2項各号に掲げる業務（職員の安全又は衛生のための施設管理に関する業務を除く。）を管理させるため健康管理責任者を置く。

- 2 健康管理責任者は、職員の安全及び衛生に関する事業の実施計画を策定しなければならない。
- 3 健康管理責任者は、事務局次長の職にある者のうちから、統轄安全衛生管理者が選任する。

(施設管理責任者)

第7条 統轄安全衛生管理者の指揮監督の下に、第8条第2項各号に掲げる業務のうち職員の安全又は衛生のための施設管理に関する業務を管理させるため、施設管理責任者を置く。

- 2 施設管理責任者は、事務局次長の職にある者のうちから、統轄安全衛生管理者が選任する。

(本部安全衛生管理者)

第8条 本部に本部安全衛生管理者を置く。

- 2 本部安全衛生管理者は、安全管理者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する安全管理者をいう。以下同じ。）、衛生管理者（法第12条第1項に規定する衛生管理者をいう。以下同じ。）及び安全衛生管理補助者を指揮監督し、本部事務所における次に掲げる業務を統括管理する。
 - (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
 - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

- (4) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- (6) 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (7) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

3 本部安全衛生管理者は、本部の総務企画課長の職にある者をもって充てる。

(出先機関安全衛生管理者)

第9条 第1種出先機関及び第2種出先機関に出先機関安全衛生管理者を置く。

2 出先機関安全衛生管理者は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者（法第12条の2に規定する安全衛生推進者をいう。以下同じ。）及び安全衛生管理補助者を指揮監督し、当該出先機関における前条第2項各号に掲げる業務を統括管理する。

3 出先機関安全衛生管理者は、当該出先機関の長の職にある者をもって充てる。

(安全管理者)

第10条 本部及び第1種出先機関に安全管理者を置く。

2 安全管理者は、第8条第2項各号に掲げる業務のうち安全に係る技術的事項を管理する。

3 安全管理者は、本部にあつては本部安全衛生管理者が、第1種出先機関にあつては出先機関安全衛生管理者が選任する。

(衛生管理者)

第11条 本部及び第1種出先機関に衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、第8条第2項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理する。

3 衛生管理者は、本部にあつては本部安全衛生管理者が、第1種出先機関にあつては出先機関安全衛生管理者が選任する。

(安全衛生推進者)

第12条 第2種出先機関（職員数が10人以上の出先機関に限る。）に安全衛生推進者を置く。

2 安全衛生推進者は、第8条第2項各号に掲げる業務を担当する。

3 安全衛生推進者は、出先機関安全衛生管理者が選任する。

(安全衛生管理補助者)

第13条 本部、第1種出先機関及び第2種出先機関（職員数が10人未満の出先機関に限る。）に安全衛生管理補助者を置くものとする。

- 2 安全衛生管理補助者は、第8条第2項各号に掲げる業務を担当する。
- 3 安全衛生管理補助者は、本部にあつては本部安全衛生管理者が、第1種出先機関及び第2種出先機関にあつては出先機関安全衛生管理者が選任する。

(産業医)

第14条 本部及び第1種出先機関に産業医（法第13条第1項に規定する産業医をいう。以下同じ。）を置く。

- 2 産業医は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。
 - (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - (2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - (3) 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - (4) 作業環境の維持管理に関すること。
 - (5) 作業の管理に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
 - (7) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - (8) 衛生教育に関すること。
 - (9) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 3 産業医は、前項各号に掲げる事項について、統轄安全衛生管理者、本部安全衛生管理者若しくは出先機関安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。
- 4 産業医は、医師のうちから、統轄安全衛生管理者が選任する。

(作業主任者)

第15条 本部、第1種出先機関及び第2種出先機関に作業主任者（法第14条に規定する作業主任者をいう。以下同じ。）を置く。

- 2 作業主任者は、法第14条に規定する労働省令で定める事項を行う。
- 3 作業主任者は、本部にあつては本部安全衛生管理者が、第1種出先機関及び第2種出先機関にあつては出先機関安全衛生管理者が選任

する。

(中央安全衛生委員会)

第16条 職員の安全及び衛生に関する重要事項を総合的に調査審議するため、中央安全衛生委員会（以下「中央委員会」という。）を置く。

2 中央委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関する重要事項に関すること。

3 中央委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は、統轄安全衛生管理者をもって充てる。

5 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 健康管理責任者
- (2) 施設管理責任者
- (3) 次に掲げる者のうちから企業長が任命する者 名以内
 - ア 出先機関安全衛生管理者
 - イ 衛生管理者
 - ウ 産業医
 - エ 職場における安全又は衛生に関し知識又は経験を有する職員

6 前項第3号に掲げる委員（以下「任命委員」という。）の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の任命委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 任命委員が第5項第3号アからエまでに掲げる者でなくなったときは、当該任命委員は、解任されるものとする。

8 中央委員会は、委員長が必要があると認めるとき、又は委員の過半数の者から請求があるときに委員長が招集し、委員長がその議長となる。

9 中央委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

10 中央委員会の庶務は、本部の総務企画課において処理する。

11 前各項に定めるもののほか、中央委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が中央委員会に諮って定める。

(衛生委員会)

第17条 本部及び第1種出先機関（職員数が100人未満の出先機関に限る。）に衛生委員会（法第18条第1項に規定する衛生委員会をいう。以下同じ。）を置く。

2 衛生委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、所属長に対して意見を述べることができる。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(安全衛生委員会)

第18条 第1種出先機関（職員数が100人以上の出先機関に限る。）に安全衛生委員会（法第19条第1項に規定する安全衛生委員会をいう。以下同じ。）を置く。

2 安全衛生委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、所属長に対して意見を述べることができる。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項

(職員の意見の聴取)

第19条 所属長は、職場における安全又は衛生に関する事項について、所属の職員の意見を聴くための機会を定期的に設けなければならない。

第3章 健康管理

(健康診断の種別等)

第20条 職員に対して行う健康診断は、指定健康診断及び特別健康診断とする。

2 指定健康診断は、次に掲げるものとする。

- (1) 雇入時健康診断

- (2) 一般健康診断
 - (3) 循環器等健康診断
 - (4) 海外派遣職員健康診断
 - (5) 特殊業務従事者健康診断
- 3 特別健康診断は、次に掲げるものとする。
- (1) 生活習慣病予防総合健康診断
 - ア 人間ドック
 - イ 指定年齢日帰りドック
 - ウ 脳ドック
 - (2) 健康度測定診断
 - (3) がん検診
 - (4) 歯科健康診断
- 4 統轄安全衛生管理者は、特に必要があると認めるときは、指定健康診断及び特別健康診断以外の健康診断を臨時に実施することができる。
- 5 健康診断の対象者、検査項目、実施期日その他健康診断の実施に関し必要な事項は、産業医の意見を聴いて、統轄安全衛生管理者が定める。
(受診義務等)

第21条 職員は、指定された期日及び場所において、指定された健康診断を受けなければならない。ただし、当該健康診断の受診を免除することが適当であると統轄安全衛生管理者が認める場合は、この限りでない。

- 2 職員は、疾病その他のやむを得ない事由により指定健康診断を受けることができなかつたときは、当該事由が消滅した後、1月以内に当該健康診断に相当する医師の診断を受け、その結果を書面により所属長を経由して産業医に報告しなければならない。
- 3 産業医は、前項の医師の診断の結果を統轄安全衛生管理者に報告しなければならない。
- 4 所属長は、職員があらかじめ指定された期日及び場所において指定された健康診断を受けることができるよう勤務上の配慮をしなければならない。
- 5 午後10時から午前5時までの間において業務に従事した職員は、自ら受けた健康診断（前条に規定する健康診断を除く。）の結果を証明する書面を所属長を経由して産業医に提出することができる。

(健康診断担当医)

第22条 第20条に規定する健康診断は、産業医又は統轄安全衛生管理者が指定する医師（以下これらを「健康診断担当医」という。）が行う。

(健康診断判定区分の決定)

第23条 健康診断担当医は、健康診断の結果に基づき、別表第1に定めるところにより職員の健康診断判定区分を決定しなければならない。ただし、統轄安全衛生管理者が定める場合にあつては、統轄安全衛生管理者が、産業医の意見を聴いて、当該職員の健康診断判定区分を決定する。

(健康診断の結果の報告)

第24条 健康診断担当医は、健康診断の結果を統轄安全衛生管理者が定める様式による健康診断書（以下「健康診断個人票」という。）により統轄安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 健康診断担当医（産業医を除く。）は、健康診断の結果を健康診断個人票により産業医に報告しなければならない。

(健康診断の結果の通知等)

第25条 統轄安全衛生管理者は、健康診断の結果を職員に通知するとともに、健康診断個人票を所属長に送付しなければならない。ただし、統轄安全衛生管理者が適当と認めるときは、健康診断担当医が健康診断の結果を職員に直接通知することができる。

(健康診断個人票の保管等)

第26条 所属長は、所属の職員の健康診断個人票を職員ごとに保管するとともに、統轄安全衛生管理者又は産業医から提出を求められたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

2 所属長は、所属の職員について人事異動が行われた場合は、保管している当該職員の健康診断個人票を人事異動後の所属長（離職のときにあつては、当該職員）に引き継がなければならない。

3 職員は、所属長が保管する自己の健康診断個人票を閲覧することができる。

(健康管理指示区分の決定)

第27条 統轄安全衛生管理者は、第23条の規定により決定された健康診断判定区分が次のいずれかに該当する職員及び統轄安全衛生管理者が健康管理上必要があると認めた職員については、産業医の意見を聴いて、別表第2に定めるところにより健康管理指示区分を決定しなければならない。

(1) 第20条第2項第2号に掲げる健康診断にあつては、要医療又は要観察

(2) 前号に規定する健康診断以外の健康診断にあつては、要休業又は要軽業

(健康管理上の指示)

第28条 統轄安全衛生管理者は、前条の規定による決定をしたときは、健康管理指示書（第1号様式）により当該職員に対して健康管理上の指示をするとともに、所属長及び産業医にその旨を通知しなければならない。

2 健康管理上の指示を受けた職員は、当該指示及び医師の療養指導に従い、健康の回復に努めなければならない。

3 所属長は、第1項（第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定による健康管理上の指示（以下「健康管理上の指示」という。）を受けた所属の職員については、産業医の意見を聴いて、当該指示事項が遵守できるよう勤務上の配慮をしなければならない。

(病状経過報告)

第29条 健康管理上の指示を受けた職員は、自己の療養の状況について、統轄安全衛生管理者が定める期間ごとに、病状経過報告書（第2号様式）に医師意見書（第3号様式）を添え、所属長を経由して統轄安全衛生管理者に提出しなければならない。

(健康管理指示区分の変更)

第30条 健康管理上の指示を受けている職員は、健康状態に変化があったときは、健康管理指示区分変更申出書（第4号様式）に前条の意見書を添え、所属長を経由して統轄安全衛生管理者に提出しなければならない。

2 統轄安全衛生管理者は、前項の規定による申出が適当であると認めるときは、産業医の意見を聴いて、第27条の規定により決定した健康管理指示区分の変更決定をしなければならない。

3 第28条第1項の規定は、前項の規定により健康管理指示区分の変更決定をした場合について準用する。

(健康管理上の指示によらない療養者に関する報告)

第31条 所属長は、所属の職員が疾病のため療養する必要があり健康管理上の指示によらずに1月以上職務に従事しないときは、療養者報告書（第5号様式）に医師の診断書を添え、統轄安全衛生管理者に提出しなければならない。

2 職員は、疾病のため療養する必要があり健康管理上の指示によらずに1月以上職務に従事しなかった後、職務に復帰しようとするときは、復帰報告書（第6号様式）に第29条の意見書を添え、所属長を経由して統轄安全衛生管理者に提出しなければならない。

第4章 雑則

(所属等に関する特例)

第32条 水質管理課の職員は、現に勤務する出先機関に所属する職員とみなして、この規程の規定を適用する。

2 統轄安全衛生管理者が指定する出先機関については、統轄安全衛生管理者が指定する他の出先機関の一部とみなして、この規程の規定を適用

する。

(秘密を守る義務)

第33条 職員の安全又は衛生に関する業務に従事した職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第34条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、統轄安全衛生管理者が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第23条関係)

健康診断判定区分		判定基準
勤務の面	A 要休業	勤務を休む必要がある。
	B 要軽業	勤務に制限を加える必要がある。
	C 要注意	勤務をほぼ平常に行ってよい。
	D 正常	正常の生活でよい。
医療の面	1 要医療	医師による直接の医療行為を必要とする。
	2 要観察	定期的な医師の観察及び指導を必要とする。
	3 正常	医師による直接又は間接の医療行為を必要としない。

備考 健康診断判定区分は、勤務の面及び医療の面を組み合わせるものとする。

別表第2 (第27条関係)

健康管理 指示区分	指示内容
A 1	医師による直接の医療行為を必要とするとともに、休暇又は休職の方法により、療養のために必要な期間勤務しない必要がある。
B 1	医師による直接の医療行為を必要とするとともに、勤務場所又は職務の変更、勤務時間の短縮等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜における勤務、正規の勤務時間外における勤務、休日等における勤務及び宿日直勤務を避ける必要がある。
B 2	定期的に医師の観察及び指導を必要とするとともに、勤務場所又は職務の変更、勤務時間の短縮等の方法により勤務を軽減し、か

	つ、深夜における勤務、正規の勤務時間外における勤務、休日等における勤務及び宿日直勤務を避ける必要がある。
C 1	医師による直接の医療行為を必要とするとともに、長期又は遠方への出張並びに正規の勤務時間外における勤務、休日等における勤務及び宿日直勤務を避ける必要があるが、正規の勤務時間における勤務を制限する必要はない。
C 2	定期的に医師の観察及び指導を必要とするとともに、長期又は遠方への出張並びに正規の勤務時間外における勤務、休日等における勤務及び宿日直勤務を避ける必要があるが、正規の勤務時間における勤務を制限する必要はない。
D 1	医師による直接の医療行為を必要とするとともに、生活に注意する必要があるが、勤務に制限を加える必要はない。
D 2	定期的に医師の観察及び指導を必要とするとともに、生活に注意する必要があるが、勤務に制限を加える必要はない。
D 3	健康者として勤務し、及び生活してよい。

第1号様式（第28条関係）

健康管理指示書

㊞

年 月 日

様

統轄安全衛生管理者

印

健康管理について、次のとおり指示します。

所 属 名	職 名	氏 名	年 齢	性 別
				男・女
病 名				
健康管理 指示区分	A 1 B 1 B 2 C 1 C 2 D 1 D 2 D 3			
指示事項				
備 考				

第2号様式（第29条関係）

病 状 経 過 報 告 書

年 月 日

統轄安全衛生管理者 殿

所属名

職 名

氏 名

印

次のとおり病状の経過を報告します。

住 所				通勤方法	
生年月日	年 月 日 (歳)	性 別	男・女	現 在 の 健康管理 指示区分	(年 月 日から)
病 名					
治療開始 年 月 日	年 月 日			入院期間	
手 術 年 月 日	年 月 日			自宅療養 期 間	
現 在 の 治療状況	1 入院中 2 自宅療養中 3 通院治療中 (週 回) 4 経過観察中 5 治療なし			現 在 の 健康状態 (病状自 覚 症 状 等)	
担当職務 の 内 容			所 属 長 の 意 見		
			所 属 長 の 職 名 及 び 氏 名		
備 考					

備考

- 1 医師意見書（第3号様式）を添付すること。
- 2 結核の場合は、レントゲンフィルム及び喀痰^{かくたん}検査の結果を添付すること。

第3号様式（第29条関係）

医 師 意 見 書

患 者	氏 名	
	生年月日	(歳)
病 名		
病状の経過		
現在の病状		
諸 検 査 の 結 果		
治 療 状 況		
就 業 上 の 意 見	1 平常勤務でよい。 2 平常勤務でよいが、深夜における勤務、正規の勤務時間外における勤務等の（禁止・制限）が必要である。 3 勤務の軽減が必要である。 （軽減の内容： ） 4 入院又は自宅療養が必要である。	
備 考		
年 月 日		
医療機関名	医師氏名	印

備考

- 1 病名が精神疾患であるときは、病名欄には、世界保健機関が定める I C D—10（国際疾病分類）の F 0 から F 9 まで（精神症状を伴わないてんかんにあつては、G 4）のいずれかを記入してください。
- 2 就業上の意見欄の 2 については、「禁止」又は「制限」のいずれかを○で囲んでください。
- 3 就業上の意見欄の 3 の「軽減の内容」には、業務内容及び勤務時間について具体的に記入してください。

第4号様式（第30条関係）

健康管理指示区分変更申出書

年 月 日

統轄安全衛生管理者 殿

所属名

職 名

氏 名

印

次のとおり健康管理指示区分の変更を申し出ます。

住 所		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日 (歳)	通 勤 方 法	
現在の健康管理指示区分	(年 月 日 から)	健康管理指示区分変更希望理由	
希望する健康管理指示区分	(年 月 日 から)		
療 養 状 況	病 名	担 当 職 務 の 内 容	
	通 院 期 間		
	入 院 期 間		
	手 術 年 月 日		
	現 在 の 通 院 状 況		
	現 在 の 病 状		
所属長の意見		備 考	
所属長の職名及び氏名	印		

備考

- 1 医師意見書（第3号様式）を添付すること。
- 2 結核の場合は、レントゲンフィルムを添付すること。

第5号様式（第31条関係）

療 養 者 報 告 書

年 月 日

統轄安全衛生管理者 殿

所属長

職 名

氏 名

印

次のとおり報告します。

職 名	氏 名	性別	住 所
		男・女	
生年月日	年 月 日 (歳)	通 勤 方 法	
病 名		休 暇 開 始 年 月 日	
		入 院 日 年 月 日	
医 療 機 関 名		入 院 見 込 期 間	箇月 週間
疾病発見 の 契 機			
病 状 の 経 過			
担当職務 の 内 容			
備 考			

備考 医師の診断書を添付すること。

第6号様式（第31条関係）

復 帰 報 告 書

年 月 日

統轄安全衛生管理者 殿

所属名

職 名

氏 名

印

年 月 日から職務に復帰するので、次のとおり報告します。

住 所		生年 月日	年 月 日 (歳)	性別	男・女
療 養 状 況	病 名				
	通 院 期 間				
	入 院 期 間				
	手 術 年 月 日				
	現在の通院状況				
	現在の病状				
職務に復帰した後の 希 望 事 項					
所 属 長 の 意 見				備 考	
所 属 長 の 職 名 及 び 氏 名	印				

備考 医師意見書（第3号様式）を添付すること。